

片品村指定給水装置工事事業者 各位

片品村農林建設課 上下水道係

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度の更新制導入  
について（通知）

日頃より、片品村上下水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりました。指定給水装置工事事業者様におかれましては、更新手続きが必要となり、指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なります。

片品村では、指定給水装置工事事業者様の有効期間の範囲内で更新手続きの時期及び期間を設定させていただきましたので、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、早期に手続きを行った場合にあっては、次回の有効期間の開始日に変更はございません。

1 更新手続きについて

※ 初回更新手続きについては、下記のとおりです。

（更新対象事業者宛には、別途、通知および必要書類を送付いたします。）

指定を受けた年月日	更新手続きの期間
1998(平成 10)年 4 月 1 日 ～2007(平成 19)年 3 月 31 日	2022(令和 4)年 9 月 29 日まで
2007(平成 19)年 4 月 1 日 ～2013(平成 25)年 3 月 31 日	2023(令和 5)年 9 月 29 日まで
2013(平成 25)年 4 月 1 日 ～2019(平成 31)年 3 月 31 日	2024(令和 6)年 9 月 29 日まで

※ 更新手続きの期間は、有効期間ではございませんが、期間内での手続きにご協力願います。

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの

(水道法第 25 条の 2 を準用)

指定給水装置工事事業者	法人 名義	個人 名義
様式第 1号 (指定給水装置工事事業者指定申請書)	○	○
機械器具調書	○	○
様式第 2号 (誓約書)	○	○
様式第 3号 (給水工事主任技術者選任・解任届出書)	○	○
工事経歴書 ※過去 3 年以内に村 内で施工した給水装置工事を記入。 村外でも可。	○	○
従業員名簿	○	○
登記事項証明の原本 (3 ヶ月以内に取得したもの)	○	
定款の写し	○	
住民票の写しの原本 (3 ヶ月以内に取得したもの)		○
事業所の案内図 (住宅地図等)	○	○
選任する者の給水装置工事主任技 術者免状の写し及び雇用関係を 証 明する書類	○	○

3 更新に係る事務手続き手数料

(片品村簡易水道事業給水条例第 35 条による)

指定給水装置工事事業者：10,000円

4 更新制度に関する問合せ先

片品村役場 農林建設課 上下水道係 電話：0278-58-21114